

教職員向け情報セキュリティ研修教材等作成委託業務

仕様書

1. 業務名

教職員向け情報セキュリティ研修教材等作成委託業務

2. 契約期間

契約終結日から令和4年2月28日

3. 目的

本市教育委員会では、情報セキュリティ対策の必要性及び重要性を再確認することにより教職員及び職員の情報セキュリティ意識向上、個人情報の取扱いに関する知識を習得するため、情報セキュリティポリシーガイドライン作成と情報セキュリティ啓発動画を作成し、教職員及び職員の情報セキュリティ意識を向上させるものである。

4. 業務内容

①東大阪市学校園情報セキュリティポリシーハンドブック作成

東大阪市学校園情報セキュリティポリシーに基づき、教職員が学校現場での情報セキュリティ対策をより効率的に行えるよう、東大阪市学校園情報セキュリティハンドブックを作成し、本市の承認を得ること。

②情報セキュリティ研修動画等の作成

研修内容には、以下の内容を含めるものとする。

a 著作権・肖像権におけるセキュリティ・権利

b インシデント発生時における対応について

なお、作成する動画は20分程度とすること。

5. スケジュール

令和4年1月上旬に納品すること。

6. 納入成果物

納入場所：東大阪市役所16階 教育委員会施設整備室

納入方法：CD-RもしくはDVD-Rにて納品すること。

	成果物	形式	数量
①	東大阪市学校園情報セキュリティポリシーハンドブック	Microsoft PowerPoint 形式 A4サイズ	1
②	情報セキュリティ研修テキスト	Microsoft PowerPoint 形式 A4サイズ	1
	情報セキュリティ研修動画	Windows Media Player (Ver 12) で再生可能な形式	1

※成果物の帰属について

成果物及びこれに付随する資料は、すべて本市に帰属するものとし、書面による本市の承諾を得ないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。但し、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本市は、本業務の目的の範囲内で利用できるものとする。

7. 委託業務の留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

①再委託

受託者は、本業務の全部または一部の実施にあたり他の事業者には再委託することを原則禁止する。但し、再委託先と再委託理由を書面により提出し、本市の承認を得た場合は可とする。

②秘密保持

受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果物の内容を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

③資料の破棄

受託者は、本業務の実施にあたり、本市から提供した資料については業務完了後に速やかに廃棄し、廃棄した旨、本市に報告すること。

④関連法令の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

⑤報告等

受託者は契約期間を十分配慮し、本市と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

⑥実施計画書

受託者は本業務を遂行するために、体制・スケジュール・連絡方法等を記載した実施計画書を作成し本市の承認を得なければならない。

8 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については本市と協議の上決定するものとする。

以上